

お客様が米国と日本間の航空券を購入された場合、  
2000年から2007年に、全日本空輸または日本航空より

お客様は集団訴訟の構成員に含まれる可能性があります。

本通知は、連邦裁判所の承認を受けています。これは、勧誘ではありません。

- 本通知は、お客様の権利への影響と全日本空輸株式会社(以下「ANA」)との集団訴訟に関する情報が記載されていますのでよくお読みください。裁判所は、ANA または 日本航空インターナショナル(以下「JAL」)から航空券を購入したお客様を含む集団訴訟として、この訴訟を認定しました。その航空機による移動には2000年1月1日から2007年12月31日の間で、米国発、日本着の区間が少なくとも1区間含まれていて、具体的な集団の定義および例外は、以下の質問5に記載されています。
- 訴訟は、以下で決済された太平洋を横断する航空券代に関係します。ニュージーランド航空、チャイナエアライン、エバー航空、フィリピン航空、キャセイパシフィック航空、日本航空インターナショナル、マレーシア航空、カンタス航空、シンガポール航空、エールフランス、タイ国際航空およびベトナム航空(以下総称して「和解被告」)。
- 訴訟は、残りの被告、ANA(以下「非和解被告」)に対して継続されています。通知には、係争中の訴訟の詳細および訴訟でのお客様の権利が記載されています。
- 追加情報、重要文書、本件の最新情報については、ウェブサイト [www.AirlineSettlement.com](http://www.AirlineSettlement.com) をご覧ください。

お客様の法的権利およびこの訴訟における選択肢	
何も行動しない	<p>この訴訟にとどまる。結果を待つ。和解金を得られることになる場合、おそらく割当てを受ける。一定の権利を放棄。</p> <p>何も行動しないことにより、裁判または和解により得ることがある和解金等を回復する可能性を保持します。ただし、この訴訟にとどまることで同様の法的な権利主張について、ご自身でANAに訴訟を起こす権利を放棄します。</p>
離脱する	<p>この訴訟から離脱する。この訴訟から和解金を得ない。お客様の権利を保持する。</p> <p>お客様がこの訴訟からの離脱を求め、後に和解金等が得られた場合、お客様は、この割当てを受ける権利がありません。ただし、この訴訟と同様の法的な権利主張について、ご自身でANAに訴訟を起こす権利を保持します。</p>

これらの権利と選択肢およびこれらを行行使する期限は、本通知に説明されています。

## この通知の内容

### 基本情報

3ページ

1. 本通知の内容は？
2. 本訴訟は何に関してか？
3. 集団訴訟とは？
4. 和解したのに訴訟が続くのはなぜですか？

### 対象となるお客様.....4ページ

5. 自分が集団に含まれるかどうかは、どのようにすれば分かりますか？
6. 旅行会社は集団に含まれますか？
7. 現在、得られた和解金はありますか？

### 何も行動せず、訴訟集団にとどまる.....5ページ

8. 何も行動しないどうなりますか？

### 訴訟集団からの離脱.....5ページ

9. どのように集団から離脱できますか？
10. 離脱しない場合、後日、同じ件に対して訴えることができますか？
11. 離脱した場合にも和解金は得られますか？

### お客様の代理を務める弁護士.....6ページ

12. 私の代理を務める弁護士はいますか？
13. 弁護士はどのように支払いを受けるのですか？

### 裁判

6ページ

14. 裁判は、いつどこで開かれますか？
15. 私は、裁判に出席する必要がありますか？
16. 原告が被告に求めていることは何ですか？
17. 私は、裁判後、和解金を得られますか？

### 詳細情報を入手.....7ページ

18. 詳細情報をどこで入手することができますか？

## 基本情報

### 1. 本通知の内容は？

本通知は、この訴訟が集団訴訟として「認定」されたことをお客様にお知らせするものです。これは、この訴訟が集団訴訟の要件を満たし、裁判にかけることができることを意味します。お客様が集団に含まれる場合、お客様は行使することができる法的権利および選択権を有します。原告は、非和解被告に対して行った主張をお客様に代わって、立証しなければなりません。

カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所が本件を主宰します。本件は、太平洋を横断する航空旅客反トラストに関する訴訟、MDL No. 1913 と呼ばれます。訴えを起こした者を原告、訴えられた企業を被告と呼びます(質問2を参照)。

### 2. 本訴訟は何に関してか？

この訴訟では、ANA および JAL が米国と日本間の航空券価格および/または燃料サーチャージを固定することに同意したとして訴えられています。この訴訟では、ANA および JAL が 2005 年 2 月 1 日から 2007 年 12 月 31 日の間に、航空券の燃料サーチャージを設け、値上げすることに同意し、2000 年 1 月 1 日から 2006 年 4 月 1 日に、米国に居住する日本人が、友人や親類を訪問するための日本への渡航について販売された割引料金の里帰り、つまり「帰郷」料金と呼ばれる特定の料金の航空券代を固定することに同意したとして訴えられています。結果として、航空券の購入者は、必要以上の金額を支払った可能性があります。

ANA は、少なくとも 2000 年 4 月 1 日から 2004 年 4 月 1 日の間に米国で販売した太平洋を横断する航空輸送において、割引航空券の価格固定に関して罪を認めました。有罪答弁は、本件で主張される燃料サーチャージの申立てには適用されません。

以前、2015 年に、太平洋を横断する旅行に係る和解は、8 社の被告(JAL を含む)と成立し、2018 年に 4 社の被告と成立していることに注意してください。この被告らを「和解被告」といいます。裁判所は、総額 39,502,000ドルで 8 件の和解を既に承認しました。この他、現在、総額 49,900,000ドルの 4 件の和解が、承認のために裁判所に提出されています。

ANAは和解に同意しなかったため、訴訟は継続中です。

### 3. 集団訴訟とは？

集団訴訟では、同様の申立を行うグループまたは「集団」を代表して「集団代表者」と呼ばれる 1 人以上の人々が訴訟を起こします。集団訴訟では、裁判所は集団から離脱した者を除き、すべての集団訴訟構成員のために争点を解決します。本件では、和解契約に記載される複数の集団が存在し、ANA と継続する訴訟に関して、さらに二つの集団が定義されています。

### 4. 和解したのに訴訟が続くのはなぜですか？

それ以前にも、被告航空会社のうち 12 社との和解が既に成立しています。ANA は、和解に同意しなかったため、訴訟が継続しています。

裁判の結果または将来の和解により、将来さらなる和解金を得られる可能性があります。反対に、訴訟が非和解被告に有利に結審し、さらなる和解金を得られない場合もあります。結果について保証はありません。

## 対象となるお客様

### 5. 自分が集団に含まれるかどうかは、どのようにすれば分かりますか？

日本集団および里帰り 集団の二つの別個の集団が係争中の訴訟に含まれています。

**日本集団**には、以下が含まれます。米国発で、2005年2月1日に開始し、2007年12月31日に終了する期間の間に、米国と日本間の区間が少なくとも1区間含まれている旅客航空輸送の航空券を JAL もしくは ANA またはその前任会社、子会社もしくは関連会社から直接購入した全ての人および企業。燃料サーチャージを含んでいない航空券は、日本集団から離脱します。国際航空運送協会 (International Air Transport Association)「運賃調整会議(Tariff Coordinating Conferences)」で合意された反トラスト適用除外料金は、日本集団から離脱します。賞品または報償旅行として限定的に取得した航空券または90パーセントの割引で取得した児童が使用する航空券は、日本集団から離脱します。政府機関、被告企業、その親会社、子会社または関連会社および被告企業その他の商業航空会社の役員、取締役、従業員、代理店および近親者からの購入も日本集団から離脱します。

**里帰り集団**には、以下が含まれます。米国発で、2000年1月1日に開始し、2006年4月1日に終了する期間の間に、米国と日本間の区間が少なくとも1区間含まれ、米国と日本以外の国への旅行が含まれてない里帰り料金の航空券を JAL もしくは ANA またはその前任会社、子会社もしくは関連会社から直接購入した全ての人および企業。政府機関、被告企業、その親会社、子会社または関連会社および被告企業の役員、取締役、従業員、代理店および近親者からの購入は、里帰り集団から離脱します。里帰り特別料金および前売り里帰り料金の購入も離脱します。

### 6. 旅行会社は集団に含まれますか？

いいえ。旅行会社は、旅行会社であるため、単純に集団には含まれません。旅行会社は、質問5に記載される二つの集団に含まれる航空券を自己の使用目的で、個人的に購入した場合のみ含まれます。裁判所は、旅行会社がお客様に連絡し、集団訴訟を知らせるために必要ないかなる合理的な手段を講じることを希望する旨を説明しています。

### 7. 現在、得られた和解金がありますか？

ANA の行為が誤っていたか否か裁判所がまだ判決を出しておらず、また、両者が本件を和解していないため、現在得られる和解金等はありません。原告は、和解金等を求めています。和解金等が得られる保証はありません。

## 何も行動せず、本訴訟集団にとどまる

### 8. 何も行動を起こさない場合どうなりますか？

何も行動を起こさない場合、お客様は自動的に集団にとどまることとなります。お客様は、全ての裁判所命令（集団について登録される判決または将来の和解を含む）に法的に拘束され、本件の法的な権利主張について、ANA に別個に訴訟を起こす、または訴訟を継続することができなくなることを意味します。

お客様が集団の定義に含まれ、本訴訟と関連する主張について、自身で ANA に訴訟を起こすことを希望する場合、お客様は集団から離脱しなければなりません。離脱する場合、原告が、裁判の結果として、または ANA との将来の和解により和解金等を得る場合、お客様は、集団が将来受け取る分配金からの和解金を得られなくなります。

## 訴訟集団からの離脱

### 9. どのように集団から離脱できますか？

お客様が本訴訟に参加しないと決めた場合、この訴訟集団から離脱しなければなりません。離脱する場合、本訴訟から得る可能性がある和解金を受け取ることができません。お客様は、裁判所命令に拘束されず、本件の争点について、自身で ANA に訴訟を起こす権利を保持します。

集団から離脱するには、書状（以下「離脱の要求」）を郵送しなければなりません。記載必須事項は以下の通りです。

- お客様の氏名、住所、電話番号
- 日本集団 および/または 里帰り集団からの離脱を希望し、ANA 訴訟から離脱していること（例えば、「私/私たちは、太平洋を横断する航空旅客反トラストに関する訴訟における日本集団および/または里帰り集団から離脱することを要求します。」）を記した陳述書および
- お客様の署名

離脱の要求は、**2019年2月10日**までに、以下の宛先にご郵送下さい。

Transpacific Air Litigation  
Exclusions  
P.O. Box 2209  
Faribault, MN 55021-1609

### 10. 離脱しない場合、後日、同じ件に対して訴えることができますか？

いいえ。離脱しない限り、お客様は、本訴訟にとどまり、ANA に個別に訴訟を起こす権利を放棄することとなります。

## 11. 離脱した場合にも和解金は得られますか？

いいえ。集団から離脱した場合には、お客様は、将来の ANA との和解金または ANA に対する判決金から支払いを受ける権利はありません。

### お客様の代理を務める弁護士

## 12. 私の代理を務める弁護士はいますか？

裁判所は、お客様とその他のすべての集団訴訟構成員を代表するものとして、以下の法律事務所を弁護団として指名しています。

Cotchett, Pitre & McCarthy LLP San Francisco Airport Office Center 840 Malcolm Road, Suite 200 Burlingame, CA 94010	Hausfeld, LLP 600 Montgomery Street Suite 3200 San Francisco, CA 94111
--	---

本訴訟に関して疑問がある場合は、集団訴訟弁護士に相談または自身の費用で自身の弁護士を雇うことができます。

## 13. 弁護士はどのように支払いを受けるのですか？

お客様は、集団訴訟弁護士に支払う必要はありません。集団訴訟弁護士は、手数料や費用の報酬を ANA から別個に支払われること、または集団構成員に支払われるべき回復金がある場合は、そこから支払われることを裁判所に求めます。

### 裁判

## 14. 裁判は、いつどこで行われますか？

本件が取り下げられない、または解決しない場合、原告は、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所(450 Golden Gate Avenue, San Francisco, CA 94102,)、17階、6法廷で行われる裁判で主張を立証しなければなりません。裁判の日時および場所についての最新情報は、[www.AirlineSettlement.com](http://www.AirlineSettlement.com) をご覧いただくか、1-800-439-1781 までお電話ください。裁判中、原告または ANA のどちらが本訴訟における主張について正しいか判定できるよう、陪審員が全ての証拠を聴聞します。原告が裁判で勝訴する保証はありません。

## 15. 私は、裁判に出席する必要がありますか？

いいえ。集団訴訟弁護士が原告に代わり本件に出廷し、ANAは、被告として出廷します。お客様および/またはお客様自身の弁護士がお客様の費用で出廷することは歓迎します。

#### 16. 原告が被告に求めているものは何ですか？

集団代表者は、構成員のために金銭の回復を求めています。

#### 17. 私は、裁判から和解金を得られますか？

現時点で知る方法はありません。お客様が集団から離脱せず、原告が裁判に勝訴した場合、お客様は、和解金等を被告から回復する集団の構成員であることを立証する必要があります。原告が裁判に勝訴した場合、和解金等の個別の請求方法および請求時期について、またその時点のその他の選択肢について、通知が届きます。お客様は、ウェブサイトに登録し、本件の将来の和解または判決について知ることができます。

被告が裁判に勝訴した場合、お客様は、和解金等について個別の請求を行うことはできません。本件についての重要情報は、入手した時点で、ウェブサイト、[www.AirlineSettlement.com](http://www.AirlineSettlement.com)に掲載されます。

### 詳細情報の入手

#### 18. 詳細情報をどこで入手することができますか？

本通知は、本訴訟を要約したものです。本訴訟に関する詳しい情報は、[www.AirlineSettlement.com](http://www.AirlineSettlement.com) をご覧いただくか、電話(1-800-439-1781)で、または書面(宛先は Transpacific Air Settlement, P.O. Box 2209, Faribault, MN 55021-1609)でお問い合わせしていただくことにより入手できます。

本件の法廷訴訟事件一覧表にアクセスすることにより、公式法廷ファイルのコピーを入手することもできます。

- 裁判所のパブリックアクセスから法廷電子記録システム(PACER) <https://ecf.cand.uscourts.gov> にアクセスする。
- 月曜日～金曜日、午前 9 時 00 分～午後 4 時 00 分(法廷休日を除く)に、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所の裁判所書記官事務所(450 Golden Gate Avenue, San Francisco, CA 94102)を訪問する。

本訴訟について尋ねるために、裁判所や裁判所書記官事務所に電話をかけることはお控えください。